

# マル 経 融 資 制 度

# 事業資金 にご利用下さい

## マル経制度とは

市原商工会議所が市内事業所の経営を応援するための無担保・無保証人の国の融資制度です。貸出に審査がございますので、市原商工会議所 中小企業相談所までご相談ください。

融資限度額  
1,500万円

担保・保証人  
不要

返済期間

運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

低金利

## 小規模事業者経営改善資金

お申込み・お問合せ先

市原商工会議所 中小企業相談所

〒290-0081 市原市五井中央西 1-22-25

TEL 0436-22-4305 FAX 0436-22-4356

<http://www.i-cci.or.jp>

マル経制度の詳細については、裏面へ

# マル経融資制度

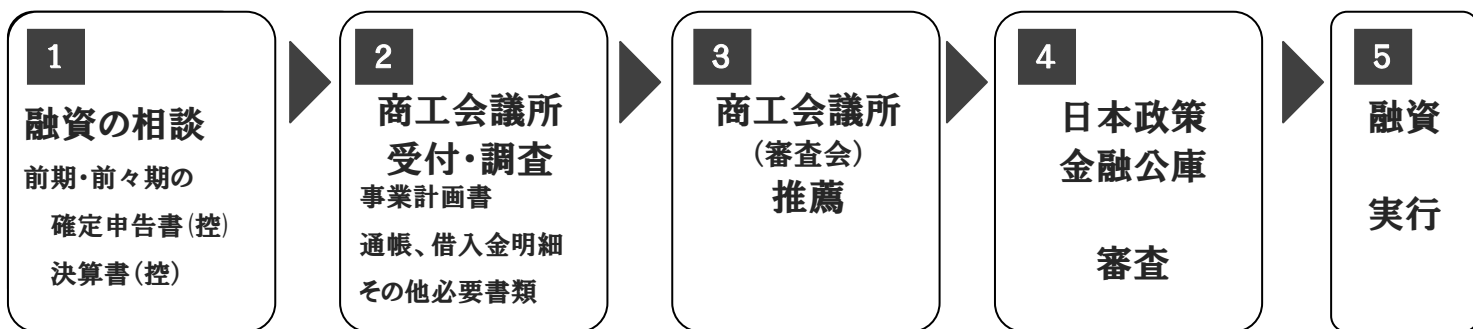
## ～小規模事業者経営改善資金～

利用概要	<ul style="list-style-type: none"><li>●常時使用する従業員が20名以下（商業またはサービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方</li><li>●原則として6ヶ月以上、市原商工会議所の経営指導を受けている方</li><li>●納税義務を満たしている方</li><li>●商工業者であり、日本政策金融公庫（国民生活事業）の非対称業種でない方</li><li>●継続して1年以上、市原市内で事業を行っている方</li></ul>
------	--

融資条件	<ul style="list-style-type: none"><li>●対象資金： 運転資金、設備資金</li><li>●返済期間： 運転（7年以内 据置期間1年以内） 設備（10年以内 据置期間2年以内）</li><li>●融資限度額： 1,500万円</li><li>●利率： 長期プライムレート等に連動します。</li><li>●無担保、無保証人</li></ul>
------	---

★決算内容、資金使途、納税の状況によってはご希望に添えない場合があります。  
詳しくは市原商工会議所中小企業相談所までお問合せ下さい。

## マル経営融資制度の流れ



お申込み・お問合せ先

**市原商工会議所** 中小企業相談所

〒290-0081 市原市五井中央西 1-22-25

TEL 0436-22-4305 FAX 0436-22-4356

<http://www.i-cci.or.jp>